

クロスボウの取扱いに関する講習会の開催要領

(経験者講習会)

1 開催日時、場所

開催月日	時間	場所
令和6年 12月4日(水)	13:30 16:30	松江市袖師町 松江警察署 2階少年相談室

2 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、次の各号に該当する者

- (1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者のうち、次に該当するものであること。
○ 許可の更新を受けようとする者、又は買い替え等で新たなクロスボウの許可を受けようとする者で、既に交付を受けている講習修了証明書が、交付を受けた日から起算して3年を経過している者、若しくは経過しようとしている者
- (2) 海外旅行、災害等やむを得ない事情により許可の更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過していないもののうち、既に交付を受けている講習修了証明書が、交付を受けた日から起算して3年を経過している者、若しくは経過しようとしている者

3 講習科目及び時間

クロスボウの所持に関する法令 2 時間
クロスボウの使用、保管等の取扱い 1 時間

4 受講手続

- (1) 受講者は「猟銃等講習受講申込書」を受講しようとする講習会の1週間前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料3,000円(島根県収入証紙)を手数料納付書により納入すること。
- (2) 受講申込書を提出する際、写真(6か月以内の撮影で、無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3cm、横の長さ2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記入)1枚を添付すること。
- (3) 当日は、筆記用具を持参すること。

注1: 都合が悪くて申込みをした講習会を欠席する場合、事前に申し出があった者については変更を認める。ただし、年度をまたいだ変更は認めない。

注2: 遅刻について、規定の講習受講時間があるため、認められない。
ただし、やむを得ない事情があり、事前に連絡がなされ、遅刻することについて承諾を得ている場合はこの限りではない。

注3: 一度納付された手数料は、遅刻等を理由として受講できなかった場合でも還付しない。

注4: 新型コロナウイルス感染症等対策のため、来場の際はマスクの着用に努めること。また、受講当日、体調不良又は発熱がある場合は、講習開始までに下記連絡先に電話連絡すること。

連絡先
島根県警察本部
生活安全企画課 営業保安係
Tel 0852-26-0110